

○菊池市中小企業近代化等資金利子補給に関する要綱

平成19年3月30日

告示第82号

改正 平成21年告示第99号

途中 略

令和3年12月8日告示第198号

令和7年12月26日告示第231号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業近代化等利子補給の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 この補助金は、中小企業の経営の近代化及び経営基盤の強化を図るため、中小企業者が必要とする資金の融資を金融機関から受けた場合、その利子を補給することにより本市の商工業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 本市において住所又は事業所を3年以上有し、かつ、同一事業を3年以上営んでいる者であって、常時使用する従業員の数が20人以下の法人及び個人で、菊池市商工会(以下「商工会」という。)に加入している者をいう。

(2) 経営の近代化 次に掲げるものをいう。

ア 店舗の新築、増築及び改築並びに設備機器等の購入及びリース。ただし、貸店舗、事務所、倉庫等を除く。

イ 個人又は、共同による客専用駐車場及び公害防止施設

(3) 経営基盤の強化 次に掲げるものをいう。

ア 資本構成の是正、長期的経営の安定化及び企業立直しのための負債整理並びに事業転換等の長期的なもの

イ 原材料、季節商品の仕入れ及び納税、賞与手当などの臨時的な支払等の短期的なもの

(4) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合、商工組合中央金庫、労働金庫、商工業経営安定事業協同組合及び財団法人くまもとテクノ産業財団並びに政府系金融公庫をいう。

(利子補給)

第4条 市長は、経営の近代化及び経営基盤の強化を図るため、金融機関から融資を受けた中小企業者で、市税を完納している者に対し利子補給を行う。

(利子補給の対象)

第5条 利子補給の交付対象とする資金は、市内において経営の近代化及び経営基盤の強化を行うため、菊池市内の商工会を経由し、金融機関から借り入れた資金のうち令和7年12月31日までに償還を開始した資金とし、1つの計画についての限度は、次のとおりとする。ただし、商店会連合会又は協同組合で2箇所以上の店舗施設の近代化を行う場合、その他特に必要と認められるものについては、5,000万円を限度とする。

(1) 経営の近代化 限度額 2,000万円

(2) 経営基礎の強化 限度額 500万円

2 中小企業者が、前項に規定する資金の元利金を金融機関の貸付条件に従い返済した場合、利子補給金は当該年度返済分についてその翌年度に交付するものとする。

3 利子補給金の交付対象期間は、当該資金の利子支払が開始した日から起算して3年以内とする。

(利子補給金の額)

第6条 利子補給金の額は、借受人が取扱金融機関に1月1日から12月31日までの間に支払った利子(延滞利子を除く。)の額の30パーセント以内で、1企業に対して年20万円を限度とし、商店会連合会又は協同組合に対しては年50万円を限度とする。ただし、経営基盤の強化に該当するものは、支払った利子の額の30パーセント以内で、1企業に対して年5万円を限度とする。

(商工会への委任及び経由)

第7条 申請人は、次条及び第9条に規定する申請又は決定の通知及び利子補給金の受理について、商工会へ委任及び経由するものとする。

2 商工会は、次条の申請書類を取りまとめの上、意見書をつけて市長に提出し、決定の通知、利子補給の交付を受けたときは、遅滞なく申請人に連絡及び交付しなければならない。

(交付申請手続等)

第8条 利子補給金の交付を受けようとする者は、第5条第1項に規定する資金を借り入れたときに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画承認申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書及び図面
- (3) 金銭消費賃貸契約書等借入れを証する書類又は貸付金償還予定表等
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前条第1項の規定による委任を受けた商工会は、補助金等交付申請書(規則様式第1号の1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 利子補給金交付申請書(様式第2号)
- (2) 資金の取扱金融機関が発行する利子受入実績が証明できる書類
- (3) 申請者の市税の未納がない証明書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第9条 市長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金等交付決定通知書(規則様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(利子補給金の返還)

第10条 市長は、利子補給金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 融資資金を目的外に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請により利子補給金の交付を受けたとき。
- (3) 工事を中止したとき。
- (4) その他市長が適當でないと認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した利子補給金については、第10条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

3 第6条に規定する利子補給金の額は、平成29年1月1日より適用するものとし、その前日までの利子補給金の額は、借受人が取扱金融機関に1月1日から12月31日までの間に支払った利子(延滞利子は除く。)の額の50パーセント以内で、1企業に対して年20万円を限度とし、商店会連合会又は協同組合に対しては年50万円を限度とする。ただし、経営基盤の強化に該当するものは、支払った利子額の30パーセント以内で1企業に対して年5万円を限度とする。

附 則(平成21年告示第99号)

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第94号)

途中 略

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年告示第198号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和7年告示第231号)

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

様式第2号(第8条関係)